平成２６年（フ）第１１２０３号
千葉県千葉市中央区祐光１－３－１－206、住民票上の住所千葉県千葉市中央区浜野町533―58
破産者　吉田　三郎
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２２９号
埼玉県さいたま市北区盆栽町463―７
破産者　関　　和之
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２３３号
東京都豊島区東池袋１丁目17番11号
破産者　株式会社電映
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２３４号
埼玉県越谷市花田５丁目９－５　染谷ケンネルハイツＢ―101
破産者　佐々木直己
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２９３号
神奈川県中郡大磯町大磯2310―２　ローゼンハイム湘南Ｇ―201
破産者　田村　　惠
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３０３号
埼玉県深谷市西島５丁目13番33号
破産者　有限会社アシエスト
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３０４号
埼玉県深谷市西島５丁目13―33
破産者　早川　　悟
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６２４号
東京都練馬区富士見台３丁目55－６　ビバリーホームズ練馬高野台Ⅱ　406
破産者　柳岡　敦之
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６２７号
神奈川県相模原市中央区矢部３丁目28－４－205
破産者　天野龍太郎
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４３号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目10―13
破産者　前田　理絵
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７１０号
東京都国分寺市泉町３丁目４－２－808
破産者　白山和雄こと　李　　昊雨
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８７２号
東京都板橋区中丸町50―８―302
破産者　丸川　康子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４号
栃木県足利市山川町30番地５
破産者　株式会社五光
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第６６９２号
東京都江戸川区清新町２丁目８－４－818
破産者　張　　娟
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８０７号
千葉県松戸市上矢切1024―101、住民票上の住所埼玉県越谷市神明町１丁目173―12
破産者　福田　　慎
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７４９号
東京都目黒区目黒４丁目18―24―107
破産者　武田　賢彦（旧姓手代木）
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２６０号
東京都江戸川区北小岩５丁目33―１―202
破産者　阿久戸学海
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３７１号
千葉県市原市五井西７丁目７－１　サカヤタウン・ハラW01
破産者　加藤　玄昭
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５１４号
東京都練馬区光が丘５丁目６－１―504
破産者　高橋　秀嘉
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６０６号
東京都目黒区駒場４丁目７―21―306
破産者　木竜　　治
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６９６号
埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目191番地１　今井ビル４Ｆ
破産者　有限会社Ｓ．Ｈ　ＣＡＮＰＡＮＹ
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部